

# 内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）実施要綱

消制度第 172 号

平成 30 年 7 月 13 日

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 2 条）
- 第 2 章 指定登録機関（第 3 条～第 15 条）
- 第 3 章 関係機関（第 16 条～第 20 条）
- 第 4 章 申出への対応（第 21 条～第 23 条）

## 第 1 章 総則

### （趣旨）

第 1 条 公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）を踏まえた内部通報制度の適切な整備・運用を促進し、内部通報制度の質の向上とコンプライアンス経営の推進を図り、もって国民生活の安全・安心の確保に資するため、内部通報制度に関する認証制度（内部通報制度を適切に整備・運用していると認められる事業者を第三者が登録する制度をいう。以下「内部通報制度認証」という。）を設ける。

2 この要綱は、内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）の実施に関する基本的事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自己適合宣言登録制度 事業者の内部通報制度を当該事業者自ら評価を行った結果、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成 28 年 12 月 9 日消費者庁）に基づく内部通報制度認証基準（以下「認証基準」という。）に適合していることを当該事業者自らが認める場合において、当該事業者からの申請に基づき指定登録機関が当該結果を登録し、所定の WCMS（Whistleblowing Compliance Management System）マークの使用を許諾する制度をいう。なお、自己適合宣言登録の有効期間は一年間とする。
- 二 指定登録機関 内部通報制度認証の運営を統括する者として指定者（消費者庁をいう。以下同じ。）が指定した機関であって、自己適合宣言の登録、WCMS マークの使用許諾その他必要な業務を行う機関をいう。
- 三 WCMS マーク 認証基準に適合する旨を自ら宣言した内部通報制度を整備している旨を示す表示をいう。
- 四 WCMS マーク使用許諾 所定の要件を満たす場合に、指定登録機関が自己適合宣言登録事業者（第一号の場合において指定登録機関が登録した事業者をいう。

以下同じ。)に所定のWCMSマークの使用を許諾することをいう。

五 WCMSマーク使用許諾の適格性 事業者がWCMSマーク使用許諾を受ける適格性をいう。なお、所定の手続にのっとり自己適合宣言の登録がされた場合に当該適格性を有するものとする。

六 WCMSマーク使用許諾契約 WCMSマーク使用許諾に関して指定登録機関と事業者とが締結する契約をいう。

## 第2章 指定登録機関

(指定登録機関)

第3条 指定者は、内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)の運営に係る業務(以下「認証業務」という。)を適確に遂行するに足りる能力を有していると認められる法人を、指定登録機関として指定し、当該法人と認証業務の委託に関する契約(以下「指定契約」という。)を締結することができる。

2 指定の要件は、次に掲げるとおりとする。

一 公益社団法人、公益財団法人等日本の法律に基づいて設立された営利を目的としない法人であること。

二 公益通報者保護法、内部通報制度、コーポレートガバナンス、コンプライアンス経営又は内部統制等に係る専門的な知識経験を有すること。

三 認証業務を適正に遂行するための体制を整備することができること。

四 認証業務を適正に遂行するための業務計画及び業務規程の策定・改廃を適切に行うことができること。

五 認証業務を適正に遂行するための経理的基礎を有すること。

六 認証業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって認証業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 次のいずれかに該当する法人は、指定を受けることができない。

一 法律若しくは法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人

二 本要綱に規定する機関としての指定契約又は認定を解除され、その解除の日から三年を経過しない法人

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(次号において「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する法人

四 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する法人

五 政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第3条第1項に規定する政治団体をいう。)

六 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法律若しくは法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ロ 指定登録機関としての指定契約を解除された場合において、その解除の日前六月以内に指定登録機関の役員であった者でその解除の日から三年を経過しない者

(申請方法等)

第4条 前条第1項に規定する指定を受けるための申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定者に提出してしなければならない。

- 一 名称、住所及び代表者氏名
- 二 認証業務を行おうとする事務所の所在地
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定者が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款
- 二 認証業務の適正な遂行に資する専門的な知識経験を有することを示す書類
- 三 認証業務を適正に遂行するために必要な体制が整備されていること又は整備できることを示す書類
- 四 業務計画書
- 五 業務規程の案
- 六 役員名簿及び役員の略歴を記載した書類
- 七 最近の三期間の財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類
- 八 認証業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 九 前条第3項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 十 その他指定者が指定する書類

3 指定登録機関は、第1項に基づく申請をした後において、前条第2項及び第3項各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、遅滞なく指定者に報告しなければならない。

(指定契約の有効期間等)

第5条 第3条第1項の指定契約の有効期間は、当該指定契約の日から起算して三年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き認証業務を行おうとする指定登録機関は、その有効期間の更新を受けるための申請をしなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする指定登録機関は、第1項の有効期間の満了の日の百八十日前から九十日前までの間に、更新の申請をしなければならない。

- 4 前項の申請があった場合において、第1項の有効期間の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、同項の有効期間の満了後もその指定等がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、第2項の有効期間の更新がされたときは、その指定契約の有効期間は、従前の指定契約の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 6 第3条及び第4条の規定は、第2項の有効期間の更新の申請について準用する。ただし、第4条第2項各号に掲げる書類について、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(指定登録機関の認証業務)

第6条 指定登録機関は以下に掲げる業務を行うものとする。

- 一 自己適合宣言事業者の登録
  - 二 申請書類の保管、WCMSマーク使用許諾契約の管理その他必要な事務
  - 三 内部通報制度認証に係る専用のウェブサイトの開設・運営
  - 四 内部通報制度認証の周知・広報
  - 五 内部通報制度認証に係る問い合わせ等への対応
  - 六 認証業務に関する事務を行う事務局、内部通報制度認証委員会（以下「認証委員会」という。）及び内部通報制度異議審査会（以下「異議審査会」という。）の設置・運営
  - 七 内部通報制度認証の信頼性確保のために必要な措置
  - 八 内部通報制度認証の普及・発展等に資する調査・研究
  - 九 認証業務の適切な運営のために必要な機関の認定・監督
  - 十 前記各号に掲げる事務を適切に遂行するために必要な規程等の策定及び必要に応じた改定
  - 十一 その他内部通報制度認証の推進に資する取組
  - 十二 上記各号に掲げる業務の統括
- 2 指定者は、指定登録機関に対し、前項第2号の業務に必要なWCMSマークの商標権及び名称の使用を許諾することができる。
  - 3 指定登録機関は、第1項各号に掲げる認証業務の公正かつ適切な運営、持続可能性、内部通報制度認証の質の維持向上等を総合的に勘案し、指定者と協議をした上で、合理的な登録料等を定める。
  - 4 第1項各号に掲げる認証業務の詳細については、必要に応じ、指定者及び指定登録機関が協議の上、別に定める。

(秘密保持等)

第7条 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、認証業務に関して知り得た情報及び秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定登録機関は、認証業務に当たって知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法を定め、適切な情報管理体制を構築しなければならない。

(認証業務の適正の確保)

第8条 指定登録機関は、毎事業年度終了後、認証業務が本実施要綱その他関連規定に照らし、適正に遂行されているかどうかについて、認証業務の評価に必要な学識経験又は実務経験を有すると認められる第三者の評価を受けなければならない。

2 指定登録機関は、認証業務の中立性及び公正性を確保するため、認証業務に関し、指定登録機関及び認証業務に携わる者が不当な圧力、働きかけ又は影響を受けることのないよう必要な措置を講じなければならない。

(認証業務の休廃止)

第9条 指定登録機関は、指定者の承認を受けなければ、認証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(改善指導等)

第10条 指定登録機関が、第3条第2項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、指定者は、当該指定登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定登録機関の認証業務が不相当であると認めるときは、指定者は、当該指定登録機関に対し、認証業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3 指定者は、認証業務の実施状況について、指定登録機関に報告を求めることができる。

(指定契約の解除等)

第11条 指定者は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定契約を解除し、又は期間を定めて認証業務の全部若しくは一部の停止を求めることができる。

一 不正の手段により指定を受けたとき

二 第3条第2項各号に掲げる要件を満たさないと認められるに至ったとき

三 第3条第3項各号に該当するに至ったとき

四 前条第1項及び第2項に基づく必要な措置を速やかにとらないとき

五 前条第3項に基づく報告を速やかに行わないとき

六 前各号に掲げるもののほか、本要綱及び指定契約に基づく義務の履行を怠っている場合又は認証業務が著しく不相当であると指定者が認めるとき

2 指定登録機関は、前項の求めがあった場合には、当該求めの内容に応じ、速やかに、認証業務の廃止又はその全部若しくは一部の停止をしなければならない。

(認証委員会)

第12条 指定登録機関は、認証委員会の審議を経て、認証業務の運営の方針を定め

る。

- 2 指定登録機関は、認証委員会の委員を、当該指定登録機関の理事、監事又は使用人以外で、内部通報制度等に関する高度の学識経験又は実務経験を有する者のうちから選任する。なお、第3条第3項第6号イ及びロの規定は、認証委員会の委員について準用する。
- 3 認証委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 認証委員会は、この要綱に定める事項のほか、認証業務又は内部通報制度認証に関する重要事項について審議する。
- 5 指定登録機関は、認証委員会の審議結果を尊重しなければならない。指定登録機関が認証委員会の審議結果と異なる決定をした場合は、認証委員会に理由を説明しなければならない。
- 6 指定登録機関は、認証委員会の中立性及び公正性を確保するため、認証委員会の委員が、不当な圧力、働きかけ又は影響を受けることのないよう必要な措置を講じなければならない。
- 7 認証委員会の運営等に係るその他必要な事項は、指定登録機関が別に定める。

#### (業務の再委託)

- 第13条 指定登録機関は、認証業務の一部を外部機関に再委託することができる。
- 2 前項の再委託をするときは、指定登録機関は、認証業務の中立性及び公平性を損なわないと認められる外部機関を選定しなければならない。
  - 3 指定登録機関は、指定登録機関が本要項及び指定契約に基づき指定者に負う義務と同等の義務を、必要に応じて、再委託先に課さなければならない。また、指定登録機関は、再委託先の認証業務に係る行為について、一切の責任を負うものとする。ただし、指定登録機関の責めに帰すべき事由がないときは、この限りではない。
  - 4 指定登録機関は、認証業務の中立性及び公正性を確保するため、第1項の再委託を受けた外部機関及び認証業務に携わる者が、不当な圧力、働きかけ又は影響を受けることのないよう必要な措置を講じなければならない。

#### (指定者による第三者への業務の委託)

- 第14条 指定者は、第11条の規定により指定登録機関の認証業務の全部若しくは一部の停止があった場合等必要があると認めるときは、認証業務の全部又は一部を当該指定登録機関以外の第三者に委託することができる。
- 2 前項の規定により第三者が認証業務を行うときは、指定登録機関に適用される規定を準用する。

#### (その他)

- 第15条 本要綱に定めるもののほか、指定登録機関の運営に必要な事項は、指定者と協議をした上で指定登録機関が別に定める。

### 第3章 関係機関

#### (認定研修機関)

第16条 指定登録機関は、日本の法律に基づいて設立された法人で、適格性審査又は内部通報制度の整備・運用を行うために必要な知識及び技能に係る研修を適確に実施する能力があると認められる者を、指定者と協議をした上で、研修機関として認定することができる。

2 認定された研修機関は、内部通報制度の整備・運用の専門家及びこれらになろうとする者に対する研修その他必要な業務を実施するものとする。

#### (認定推進機関)

第17条 指定登録機関は、日本の法律に基づいて設立された法人で、各地域や各業種等における内部通報制度認証の推進を適確に実施する能力があると認められる者を、指定者と協議をした上で、推進機関として認定することができる。

2 認定された推進機関は、各地域や各業種等における事業者への内部通報制度認証の周知広報又は助言指導その他必要な業務を実施するものとする。

#### (指定登録機関による業務の実施等)

第18条 指定登録機関は、必要があると認めるときは、第16条及び第17条に規定する機関（以下「認定機関」という。）の業務を自ら行うことができる。

#### (協力等)

第19条 指定登録機関及び認定機関（以下「関係機関」という。）は、相互に連絡、協力するものとする。

2 関係機関は、内部通報制度認証に係る業務を実施することによって得られた成果物については、政策広報又は政策の企画立案等に使用するために指定者から求めがあった場合には、迅速に共有する等の協力をしなければならない。

3 関係機関は、指定者からの求めに応じ、指定者の行う施策と密に連携をしなければならない。

4 関係機関は、「IT 新戦略の策定に向けた基本方針」（平成29年12月12日 IT 本部・官民データ活用推進戦略会議決定）及び「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月16日 e ガバメント閣僚会議決定）等の趣旨を踏まえ、内部通報制度認証に係る業務について、可能な限りデジタル化及びオンライン化を図り、利用者の利便性及び業務の効率性の向上に努めるものとする。

#### (その他)

第20条 第13条の規定は、認定機関を指定登録機関が認定する場合について準用する。

2 本要綱に定めるもののほか、認定機関の認定及びその運営に必要な事項は、指定者と協議をした上で指定登録機関が別に定める。

#### 第4章 申出への対応

(申出への対応)

第21条 指定登録機関から受けた決定等について、認定機関又は事業者から申出があった場合における対応等については、指定登録機関が別に定める。

(異議審査会)

第22条 指定登録機関は、前条の申出に適切に対応するために異議審査会を設けなければならない。なお、異議審査会の委員は、当該指定登録機関の理事、監事又は使用人以外で、内部通報制度等に関する高度の学識経験又は実務経験を有する者のうちから選任する。

2 異議審査会は、前項の規定に基づき指定登録機関に申出のあった異議について、指定登録機関から諮問を受け、審議結果を答申する。

3 指定登録機関は、異議審査会の答申を尊重しなければならない。指定登録機関が異議審査会の答申と異なる決定をした場合は、異議審査会に理由を説明しなければならない。

4 指定登録機関は、異議審査会の中立性及び公正性を確保するため、異議審査会及び構成員が、不当な圧力、働きかけ又は影響を受けることのないよう必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第23条 本要綱に定めるもののほか、申出の対象及び手続に係る必要な事項は、指定登録機関が別に定める。

#### 附 則

##### 1. 改廃等履歴

版	制定・改定日	改定箇所・理由	施行日
1.0	平成30年7月13日	内部通報制度認証の導入に当たって本要綱を制定	平成30年7月13日

##### 2. その他

本要綱に基づいて指定された指定登録機関が、「内部通報制度に関する認証制度の導入について(報告書)」(平成30年4月内部通報制度に関する認証制度検討会)に掲



げる第三者認証制度を行おうとする場合には、指定者が別途定める要件を満たすと認められる場合に、その運営を行うことができるものとする。